

令和3年度

遠軽町健全化判断比率及び
特別会計資金不足比率審査意見書

遠軽町監査委員

令和3年度遠軽町健全化判断比率及び特別会計資金不足比率審査意見書

第1 審査の対象

令和3年度実質赤字比率、連結実質赤字比率、実質公債費比率及び将来負担比率（以下「健全化判断比率」という。）

令和3年度遠軽町個別排水処理事業特別会計の資金不足比率

第2 審査の期間

令和4年7月28日

第3 審査の手続

令和3年度の審査に当たっては、町長から提出された健全化判断比率、資金不足比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類について、正確かつ適正に作成されているか等に主眼をおき、関係書類との照合及びその他必要と認める審査手続を実施した。

第4 審査の結果

令和3年度の健全化判断比率、資金不足比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類は、いずれも法令の規定に従って適正に作成されているものと認められる。

1 健全化判断比率

（単位：％）

区 分	令和2年度 算定比率	令和3年度 算定比率	早期健全化基準	財政再生基準
実質赤字比率	-	-	13.39	20.00
連結実質赤字比率	-	-	18.39	30.00
実質公債費比率	9.7	9.5	25.0	35.0
将来負担比率	17.8	17.5	350.0	/

※ 実質赤字比率、連結実質赤字比率については、赤字額がないため「-」と表示している。

今回の審査では、健全化判断比率は法令の定める早期健全化基準を下回っており、良好な状態にあると認められるが、これら以外の財政分析指標のなかで、財政構造の弾力性を判断する指標である一般会計の経常収支比率について、普通交付税が町村合併による算定替の特例期間終了により、令和3年度から一本算定に移行したため、今後、経常一般財源の減少による比率の上昇が見込まれる。「遠軽町財政計画」に基づき、計画的で効率的な財政運営を行うことにより、将来を見据えたまちづくりの実現に向け努力されたい。

2 資金不足比率

（単位：％）

会 計 の 名 称	令和2年度 資金不足比率	令和3年度 資金不足比率	経営健全化基準
個別排水処理事業 特別会計	-	-	20.0

※資金不足比率については、資金不足がないため「-」と表示している。